

区民住宅(トランクルーム)使用に関する同意書

(区民住宅トランクルーム使用許可条件等の主な内容)

- 1 使用者がしてはならない行為
 - (1) トランクルームの転貸又は使用の権利譲渡をすること。
 - (2) トランクルームを本来の用途以外の目的で使用する。
 - (3) トランクルームに危険物、生き物、生ごみ、自転車、自動二輪車等を入れること。
 - (4) トランクルーム内で飲酒、飲食、喫煙等すること。
 - (5) トランクルームを勉強部屋など生活の一部として使用すること。
 - (6) トランクルームに、住居者に迷惑になるものを入れること。
 - (7) トランクルームへの物品の搬出入等を深夜及び早朝に行うこと。
 - (8) その他、住居者や近隣に迷惑をかける行動等を行うこと。
- 2 使用料は、毎月月末までに当月分を口座振替による方法により支払わなければならないこと。
- 3 使用料は、変更する場合があること。
- 4 使用者がトランクルームの使用許可の取消しを受ける場合
 - (1) 申請に不正又は虚偽があったとき。
 - (2) 正当な理由がなく使用料を3か月以上滞納したとき。
 - (3) 1に規定する禁止行為を行ったとき。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。
 - (5) 荒川区民住宅条例、荒川区営住宅条例、同施行規則等に違反したとき。
 - (6) 区長の指示に従わないとき。
- 5 使用者は、使用許可の取消しに基づく損害賠償その他の請求をすることができないこと。
- 6 使用者は、使用許可を取り消された場合、区長が指定する日までにトランクルームを返還しなければならないこと。
- 7 使用者は、6の場合のほか、トランクルームを返還しようとするときは、事前に区長に届け出ること。
- 8 トランクルーム内において天災又は建物所有者の責めに帰さない理由によりトランクルーム内の物品等が損害を受けた場合は、使用者は区に対し賠償の請求、苦情の申立てを行わないこと。
- 9 使用者の報告事項
 - (1) トランクルームを返還するとき。
 - (2) その他区長が指定する事項

令和 年 月 日

荒川区長 殿

私は、上記事項に関する一切のことについて同意します。

住 所 _____

氏 名 _____ 印